

日本林業

発行：一般社団法人 日本林業協会
〒107-0052
東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル
TEL. 03-3586-8430 FAX. 03-3586-8434
編集・発行人 島田 泰助

日本はウクライナと共にあります — JAPAN STANDS WITH UKRAINE — 政府の対ロ制裁措置を決定

協会からの

情報提供は

- 一般向け情報誌

『森林と林業』

(毎月25日発行)

- 会員向け情報誌

『協会報 日本林業』

(毎月5日発行)

いずれも土日祭日は繰り下げ発行となります。

日本政府は4月11日に「ロシア軍による多数の無辜の民間人の殺害は重大な国際にされなければならず、ロシアは戦争犯罪の責任を問われなければなりません人道法違反であり、戦争犯罪です。断じて許されず、厳しく非難するものです。こうした残虐な行為の真相は徹底的に明らかにされなければならず、ロシアは戦争犯罪の責任を問われなければなりません。ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、日本は1. ウクライナ国民への支援、2. 金融措置、3. 貿易措置等、4. 査証措置の措置を採ることを決定しました。その詳細は以下のとおりです。

[ウクライナ国民への支援]

- ・防弾チョッキ・ヘルメット・防寒服・天幕・カメラ・衛生資材・非常用糧食・双眼鏡・照明器具・医療用器材等の提供
- ・1億ドルの緊急人道支援(注)(保健、医療、食料、ウクライナ及び周辺諸国の方々の保護等の分野における国際機関等を通じた支援。なお、追加で1億ドルの緊急人道支援を行うことを表明済み)(注)2014年以来ウクライナに対して18.7億ドルのODAを実施中
- ・モルドバへの政府調査団の派遣
- ・少なくとも1億ドル規模の借款
- ・希望する在留ウクライナ人の在留延長を許可
- ・ウクライナから日本への避難民の受入れの推進
- ・周辺国に滞在する避難民支援のための物資協力や医療・保健等の分野における人的貢献の検討

[金融措置]

- ・IMF、世界銀行、欧州復興開発銀行を含む主要な多国間金融機関からのロシアへの融資の防止
- ・デジタル資産などを用いたロシアによる制裁回避への対応
- ・ロシア中央銀行との取引を制限
- ・プーチン大統領を含むロシア政府関係者、ロシアの財閥であるオリガルヒ等に対して、資産凍結等の制裁
- ・9金融機関(Sberbank, Alfa-Bank, 開発対外経済銀行(VEB)、Promsvyazbank、Bank Rossiya、対外貿易銀行(VTB Bank)、Sovcombank、Novicombank及びBank Otkritie)及びそれらの子会社に対して、我が国国内に有する資産を凍結
- ・SWIFT(国際銀行間通信協会)からのロシアの特定銀行の排除を始め、ロシアを国際金融システムや世界経済から隔離させるための措置へ参加
- ・ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等を禁止。我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行について、より償還期間の短い証券も対象に追加

[貿易措置等]

- ・ロシアへの新規投資を禁止する措置を導入
- ・「最恵国待遇」の撤回
- ・機械類、一部木材、ウオッカなどの輸入の禁止
- ・贅沢品の輸出の禁止
- ・ロシアの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用品のロシア向け輸出、ロシア向け石油精製の装置等の輸出に関する制裁
- ・石炭輸入のフェーズアウトや禁止を含むエネルギー分野でのロシアへの依存低減

[査証措置]

- ・ロシアの関係者に対して、日本への査証発給の停止

目次:

対ロ制裁措置 4月11日 4項目を決定	1
ロシアからの輸入 禁輸	2
緊急対策(4/28) & 行事日程	3

木材関連 4 品目に係る輸入禁止措置

政府の対ロ制裁措置の決定を受けて、経済産業省の貿易経済協力局貿易管理部は4月12日にロシアからの一部物品の輸入禁止措置を発表しました。対象となった品目はウォッカなどのアルコール飲料 6 品目と、チップ、丸太及び単板の木材 4 品目、および機械類・電気機械の 28 品目です。

外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業省告示の改正について (ロシアからの一部物品の輸入禁止措置)

- ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、**ロシアからの一部物品の輸入禁止措置**を導入する旨発表（4月12日閣議了解）。
- 今般、外為法第52条・輸入貿易管理令第3条に基づき、経済産業省告示を改正し（**4月12日公布、4月19日施行**）、同令第4条に基づく輸入承認の対象とすることにより、上記に関する輸入禁止措置を実施する。

○輸入禁止の対象となる品目（数字は関税率表の番号）

- 1 アルコール飲料
22.03, 22.04, 22.05, 22.06, 2207.10, 22.08 （6品目）
- 2 木材(チップ、丸太及び単板)
4401.21, 4401.22, 44.03, 44.08 （4品目）
- 3 機械類・電気機械
84.07, 84.09, 84.12, 84.13, 84.14, 84.15, 84.18, 84.19, 84.21, 84.22, 84.24, 84.28, 84.31, 84.43, 84.50, 84.62, 84.66, 84.71, 84.73, 84.77, 84.79, 84.81, 84.82, 84.83, 87.03, 87.08, 87.11, 87.14 （28品目）

※施行前に契約した分について、施行後3ヶ月間は輸入を認める猶予措置を講じる。

下記は輸入禁止品目に指定された木材 4 品目について財務省輸入通関統計に基づいて昨年間の全輸入金額とロシアからの輸入金額をピックアップしたものです。チップは針葉樹のシェアが4.2%と低く、本来丸太輸出を禁止しているロシアからの輸入は全体の1.1%しか占めていません。単板についてはインセンスシダーの薄板は94.5%のシェアを占めていますがその他の単板でのシェアは低いのが実情です。このため、現状の輸入禁止措置が拡大されない限りは国内市場への影響は少ないといえそうです。

2021年間輸入金額				
	全世界から 千円	ロシアから 千円	ロシア比率 %	輸入品版(HS)に該当する品目
4401.21	32,222,420	1,345,266	4.2	チップ 針葉樹
4401.22	183,864,873		-	チップ 広葉樹
小計	216,087,293	1,345,266	0.6	
4403.11	3,486		-	丸太 針・保存処理
4403.12	877		-	丸太 針以外・保存処理
4403.21	5,839,151	230,340	3.9	丸太 マツ属のもの
4403.23	1,861,726	33,453	1.8	丸太 モミ属のもの
4403.25	73,663,639	419,445	0.6	丸太 その他針(DM 150mm-)
4403.26	24,583		-	丸太 その他針(DM -150mm)
4403.41	160,939		-	丸太 広・熱帯産・メランティー
4403.49	911,535		-	丸太 広・熱帯産・その他
4403.91	910,200	7,195	0.8	丸太 広・その他・オーク
4403.93	169,238		-	丸太 広・その他・ビーチ
4403.95	383		-	丸太 広・その他・カバ(DM150mm-)
4403.96	1,466		-	丸太 広・その他・カバ(-DM150mm)
4403.97	9,478		-	丸太 広・その他・アスペン
4403.98	12,864		-	丸太 広・その他・ユーカリ
4403.99	1,600,412	248,183	15.5	丸太 広・その他・その他
小計	85,169,977	938,616	1.1	
4408.10	8,722,699	8,245,210	94.5	単板 インセンスシダー、長さ20cm以下、幅8cm以下
4408.31	40,609		-	単板 熱帯産木材、メランティー
4408.39	1,977,939		-	単板 同 その他の樹種
4408.90	3,313,504	240,950	7.3	単板 熱帯産木材以外の広葉樹
小計	14,054,751	8,486,160	60.4	

4月28日閣議決定 原油価格・物価高騰等総合緊急対策 木材では国産材転換支援

○ 国産材転換支援緊急対策事業

【令和4年度一般予備費 4,024 百万円】

<対策のポイント>

我が国への輸入木材の供給不足等に起因し、国内において木材需給のひっ迫（いわゆるウッドショック）が続いている状況に加え、今般のウクライナ情勢の影響により、ロシアからの単板等の輸入が禁止されるなど、更なる国内への木材輸入量の減少が生じつつある事態となっています。このことから、ロシア材から国産材への転換等を図ることで、更なる国内の木材需給等への影響が生じないよう対応していくため、**国産材製品の増産に伴う原木・製品の運搬や一時保管、国産材製品への転換を図る設計・施工方法の導入や普及を臨時的に支援**します。

<事業目標>

ウクライナ情勢の影響を受けた我が国の木材需給の更なるひっ迫への影響緩和

<事業の内容>

1. 原木・製品の運搬・一時保管緊急支援

ロシア等からの木材輸入減少により不足する建築用木材を緊急的に増産し流通させるため、原木については、通常よりも多くの量を確保する必要があることから、事業者に対して、**遠方の原木供給地からの運搬経費を支援**します。製品については、事業者に対して、**増産した製品を通常の出荷圏を超えて遠方の需要地へ運搬するための経費を支援**します。

さらに、増産した原木、製品について、平時の保管場所だけでは不足することから、事業者に対して**一時保管に必要な経費を支援**します。

2. 建築用木材の転換促進支援

ロシア等からの木材輸入減少により不足する建築用木材を緊急的に代替するため、**建築物の設計・施工事業者が国産材製品への転換を図る設計・施工方法の導入及び普及に要する経費を支援**します。

<事業イメージ>

原木・製品の運搬・一時保管緊急支援



緊急的な国産材製品の増産のための運搬経費や一時的な保管経費の掛かり増しに対する支援

建築用木材の転換促進支援



施工事業者による木材の調達や、設計事業者による設計変更（CLT工法への変更を含む）に要する経費を支援

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

令和4年 4月 国会の動き

《国会関連》

- 1日（金）参・本会議（G7首脳会合報告）
- 5日（火）衆・本会議（エネ使用合理化法案）
- 6日（水）衆・農水委（一般質疑）
- 8日（金）参・本会議（みどり戦略法案）
- 12日（火）衆・本会議・農水委（関税暫定措置法案、外国為替法案、みどり戦略法案等）
- 14日（木）衆・本会議、参・農水委（みどり戦略法案、植物防疫法案、児童福祉法案等）
- 15日（金）参・本会議（関税暫定措置法案他）
- 19日（火）衆・本会議（経営基盤強化促進法他）
- 20日（水）参・本会議、衆・農水委（経営基盤強化促進法）
- 21日（木）参・農水委（みどり戦略・植防法案）

《政党関連》

- 6日（水）自・政調/林政対策委（ウッドショックを踏まえた国産材安定供給確保）
- 12日（火）自・政調/関係部会合同（ウクライナ）
- 14日（木）公・農林水産部会（森林・林業白書等）
- 19日（火）自・政調/関係部会合同（ウクライナ）
- 21日（木）自・政調/林政対策委（スマート化）

令和4年4月 業界の動き

- 11日（月）令和4年緑化推進分銅功労者内閣総理大臣表彰受賞者発表（農林水産省）
- 12日（火）総理への緑の羽根着用キャンペーン
- 12日（火）全国木材検査・研究協会 製材のJAS認証4件発表
- 14日（木）第31回「みどりの文化賞」受賞者発表・国土緑化推進機構
- 15日（金）木造住宅合理化システム認定結果発表 第33D次（基本性能タイプ4システム）
- 15日（金）全国森林レクリエーション協会、第34回美しい森づくり活動コンクール受賞発表
- 18日（月）第16回「みどりの式典」天皇陛下御臨席（パレスホテル東京）
- 19日（火）林政審議会（令和3年度森林及び林業の動向、令和4年度森林及び林業施策）
- 24日（日）第4回アジア・太平洋水サミット サイドイベント/林野庁シンポジウム（熊本市）
- 25日（月）「里山・広葉樹林再生プロジェクト」第4回推進連絡会議（農林水産省）
- 28日（木）第一回Jクレジット制度運営委員会森林小委員会（農林水産省）